

北海道告示第10059号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年1月22日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その29)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 施設園芸生産基盤緊急支援事業 施設園芸におけるエネルギー転換や夏期の高温対策を促進し、燃料価格高騰や高温の影響を受けにくい生産基盤を確立するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村が施設園芸生産基盤緊急支援事業を行う農業者及び農業者の組織する団体に補助する場合における当該補助対象となる経費のうち、次に掲げるもの 1 無加温パイプハウスの整備及び資材等の導入に要する経費 2 省エネ機器及び省エネ効果のある内部設備・資材等の導入に要する経費 3 パイプハウスの被覆資材及び補強資材の導入に要する経費 4 暑熱対応機器及び暑熱軽減効果のある内部設備・資材等の導入に要する経費 5 パイプハウスへの暑熱軽減効果のある被覆資材等の導入	2分の1以内	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第228号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 農政第228号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	